

# 外壁及び屋根の色彩

当地区計画地内での建築物の外壁及び屋根の色彩は、原色や派手な色の使用を避けるほか、色の組み合わせ等にも配慮した落ち着きのある色調とし、地区の環境に調和したものとします。

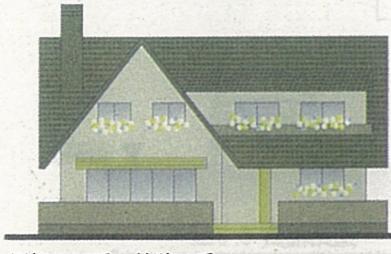
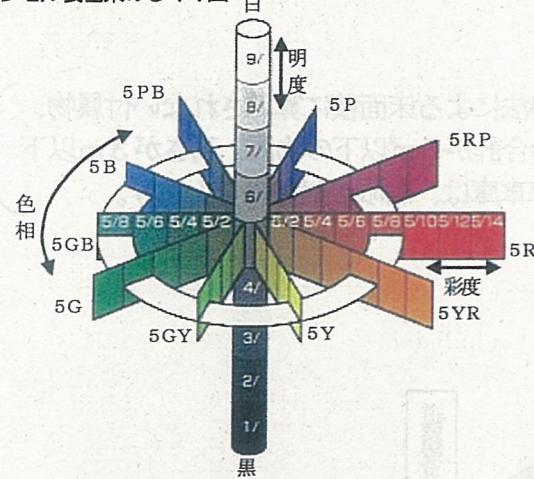
## 望ましい色調及び色の組み合わせ例

名称	外壁色	屋根色	
部位	外壁(基調)	外壁(補助)	屋根
色相	YR, Y, GY系	N系	YR, Y, GY, N系
明度	9~5	9~8	6~4
彩度	3以下	—	3以下

## マンセル表色系のしくみ(マンセル値)

マンセル表色系では、『色相』、『明度』、『彩度』の3つの組み合わせによって記号と数値で表します。

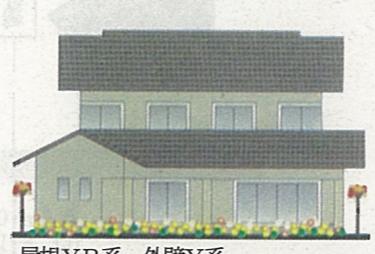
### マンセル表色系のしくみ図



屋根GY系、外壁Y系



屋根N系、外壁YR系



屋根YR系、外壁Y系

## 届出

(事前にご相談ください。)

当地区計画地内において、建築物・工作物等の築造等（外観部分の小規模な模様替え、小規模な増築、かき・さくのみの工事等を含む）を行う場合や、土地の区画形質の変更を行う場合は、北本市長宛に届出が必要です。

提出期日は原則として行為に着手する30日前までとなりますが、建築確認申請が必要なものについては、その30日前までとなります。（北本市開発指導要綱に係るものについては別途協議が必要です。）

届出には、地区計画において定められている内容に照らして必要事項を記載した届出書のほか、案内図、地積測量図、配置図、かき又はさくの構造が判る図面等が必要となります。

市長は、届出の内容が地区計画の内容に適合しない場合には、適合するよう勧告を行います。

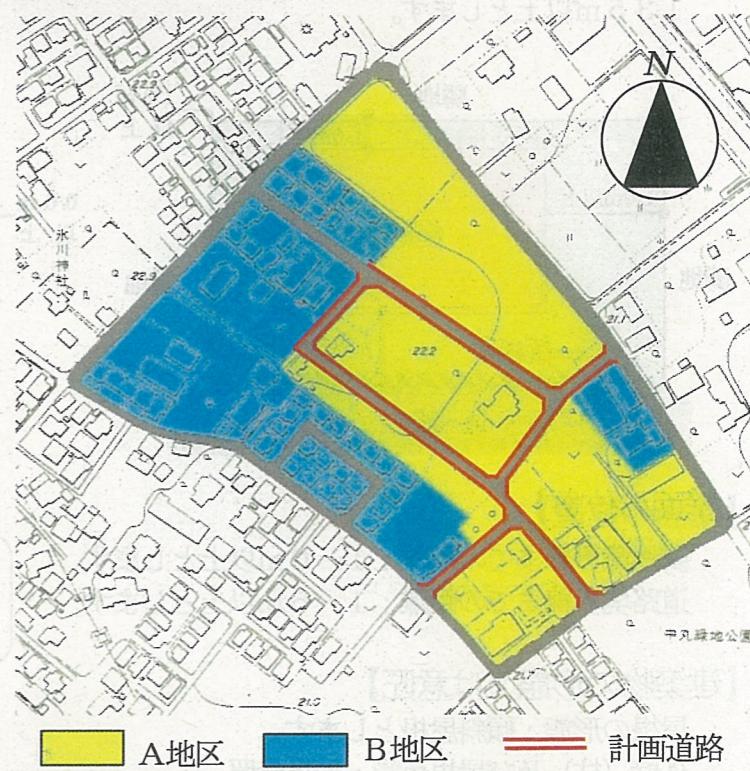
なお、届出等に関して不明な点がありましたならば下記まで問い合わせ下さい。

■ 問合せ先 北本市都市計画課 TEL(048)591-1111



# 中丸三丁目地区地区計画

平成12年12月8日(北本市告示第149号)



地区計画は、「地区の整備・開発及び保全の方針」と「地区整備計画」で定められた敷地や建築物などに関するルールを設けることによって、良好なまちづくりを行うことです。

この地区では、つぎの4つのルールが定められています。

- ① 建築物の敷地面積の最低限度
- ② 壁面位置の制限
- ③ かき又はさくの構造の制限
- ④ 建築物等の形態又は意匠の制限

なお、このルールは、新設される建築物や工作物等について適用され、告示日以前より立地している建築物や工作物等については、適用を除外されます。

ただし、建替えなどにより建築物や工作物等を新設する場合や、土地の区画形質の変更を行う場合は届出が必要となります。

詳しくは担当窓口までご相談下さい。

### 建築物等の形態又は意匠

建築物等の屋根の形態や外壁の色、広告物などを制限し、まとまりのある街並みをつくります。

外壁及び屋根の色彩は原色の使用を避け、落ち着きのある色調とし、地区環境の調和を図ります。

屋根の形状は、傾斜屋根とします。

### 壁面の位置

道路境界線や隣地境界線から建築物までの距離を定め、道路や隣地への圧迫感を和らげ、ゆとりある良好な外部空間をつくります。

#### 隣地までの距離

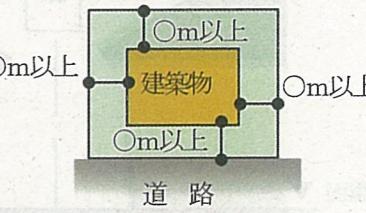
A地区：1.0m以上

B地区：0.5m以上

道路境界までの距離

A地区：1.5m以上

B地区：1.0m以上



### 建築物の敷地面積の最低制限

建築物の最低敷地面積を定め、敷地の細分化を防止し、居住環境の悪化を防ぎます。

A地区：135 m<sup>2</sup>

B地区：110 m<sup>2</sup>



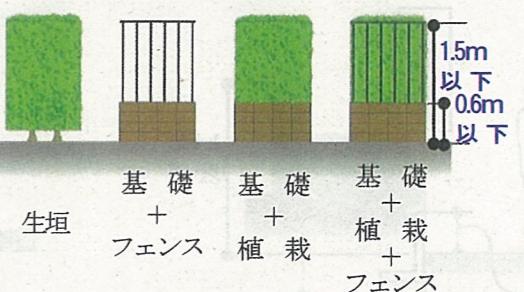
※ B地区においては、告

示日時点において現存す  
る区画で、建築物の敷地

面積の最低限度に満たないものについては、その全部の敷地を1つの敷地として使用する場合はこ  
の限りではありません。

### かき又はさくの構造

かきやさくの材料や形を決めます。生垣により、緑とうるおいのある街並みをつくります。

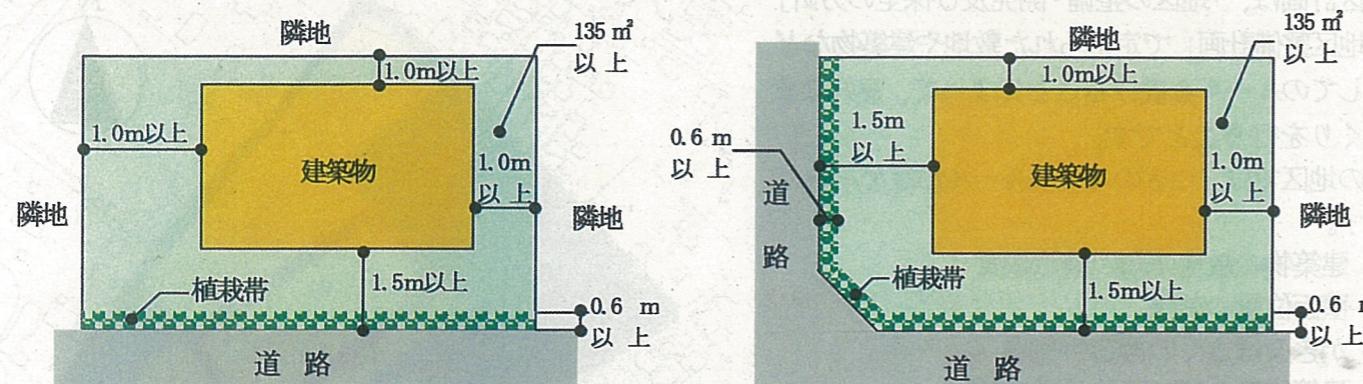


\* A地区において、  
道路に面する側の  
かき又はさくは、道路  
境界線より、60cm  
以上後退した位置に  
設け、後退部分の緑化  
を行います。

## A 地区

### 【建築物の最低敷地面積】

135m<sup>2</sup>以上とします。



### 【壁面の位置】

隣地境界線までの距離：1.0m以上とします。

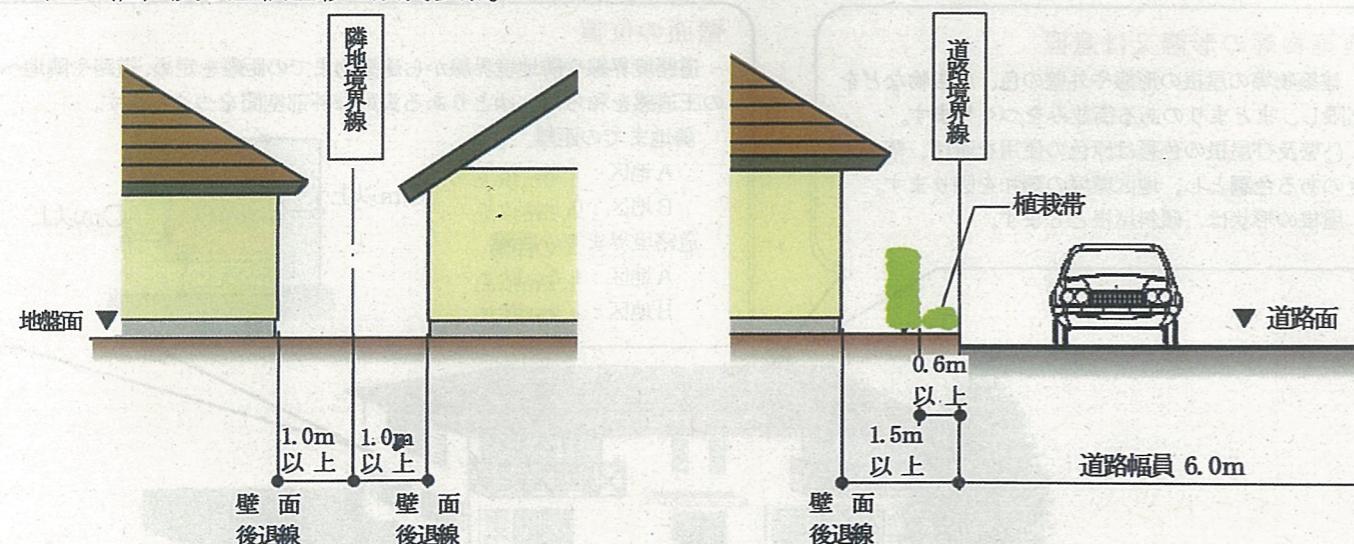
道路境界線までの距離：1.5m以上とします。

建築基準法による床面積に算入されない付属物、床面積の合計が5m<sup>2</sup>以下の物置、高さが3m以下の自動車車庫は、制限の対象外とします。

### 【建築物の形態又は意匠】

屋根の形態：傾斜屋根とします。

外壁（柱）及び屋根色彩：別掲参照。



### 【かき又はさくの構造】

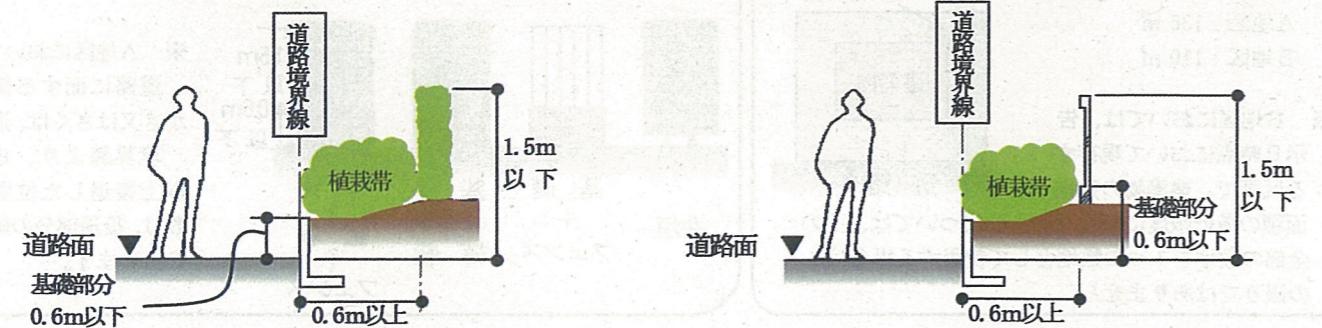
かき又はさくの構造は、次によります。

また、道路境界線より、60cm以上後退した位置に設け、後退部分の緑化を行います。

#### ① 生垣

※ 道路に面する部分に生垣を新設する場合等、補助金制度もありますのでご相談下さい。

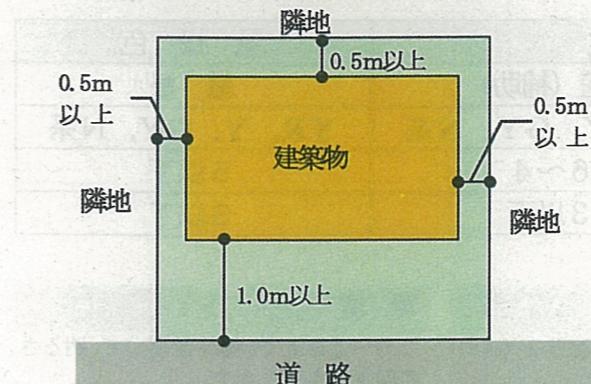
② 道路面からの高さが、0.6m以下の基礎部分の上に透視可能な材料でつくられたもので、かつ地盤面からの高さが、1.5m以下のもの。



## B 地区

### 【建築物の最低敷地面積】

110m<sup>2</sup>以上とします。



地区計画決定時点において、110m<sup>2</sup>に満たない敷地については、そのままの状態で新築、建て替え等を行う場合は、建築物の敷地として認められます。

地区計画決定以前から  
敷地面積が、110m<sup>2</sup>  
未満の場合

そのままの状態で建築物  
の敷地として利用する場  
合は可、分割利用は不可

### 【壁面の位置】

隣地境界線までの距離：0.5m以上とします。

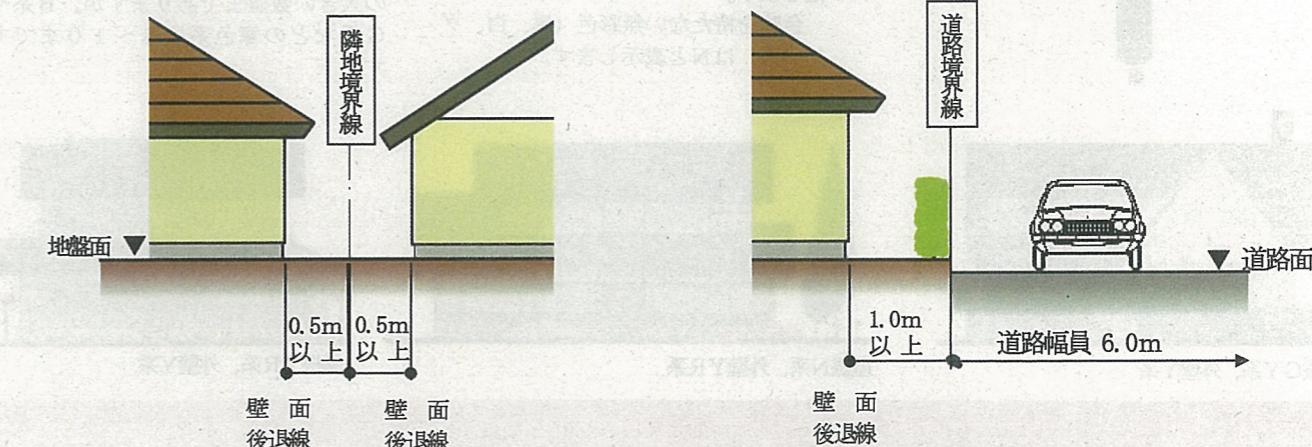
道路境界線までの距離：1.0m以上とします。

建築基準法による床面積に算入されない付属物、床面積の合計が5m<sup>2</sup>以下の物置、高さが3m以下の自動車車庫は、制限の対象外とします。

### 【建築物の形態又は意匠】

屋根の形態：傾斜屋根とします。

外壁（柱）及び屋根色彩：別掲参照。



### 【かき又はさくの構造】

かき又はさくの構造は、次によります。

#### ① 生垣

※ 道路に面する部分に生垣を新設する場合等、補助金制度もありますのでご相談下さい。

② 道路面からの高さが、0.6m以下の基礎部分の上に透視可能な材料でつくられたもので、かつ地盤面からの高さが、1.5m以下のもの。

